

理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福法人鳴門市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬等)

第2条 役員に対しては、定款第25条に定めるとおり、報酬等は支給しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、常務理事が職員として勤務する場合は、職員としての給与等を支給する。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員に対しては、定款第10条に定めるとおり、報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。